

A24 実態に基づき判断することになります。

所得税法施行令第21条第4号に規定する「職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべきものがその指定する場所に居住するため」に貸与を受ける家屋には、次に掲げるようなものが例示されています。

- ① 常時交代制により昼夜作業を継続する事業場において、その作業に従事するため常時早朝又は深夜に出退勤をする使用人に対し、その作業に従事させる必要上提供した家屋または部屋
- ② 通常の勤務時間外においても勤務を要することを常例とする看護師、守衛等その職務上、勤務場所を離れて居住することが困難な使用人に対し、その職務に従事させる必要上、提供した家屋または部屋

この法人が、慢性的な医師不足の状態にあり、上記のように医師が常時早朝または深夜に出退勤をするやむを得ない必要性から貸与した場合は、非課税となります。しかし、慢性的な医師不足を解消するために就職条件として無償で社宅を貸与した場合には、経済的利益の供与（給与）として、課税しなければなりません。

いずれにしても、社宅に居住している医師の出勤状況により「職務の遂行上やむを得ない必要に基づくかどうか」で判断することになります。